

内閣総理大臣

菅 直人 様

## 原子力災害の賠償等に関する緊急要望

この度の東北地方太平洋沖地震に伴い、福島第一原子力発電所において発生した原子力災害については、県内はもとより県外においても甚大な被害をもたらしている。

周辺地域からの避難や屋内退避を余儀なくされた住民は避難先において不便な生活を強いられているとともに、地域経済と雇用を支える事業者においても、未だ事業再開の見通しが立たない状況にあり、水道水や野菜等の摂取制限、出荷制限、米の作付け制限、さらには農林水産物や加工食品、工業製品、観光産業等における風評被害も発生し、原子力災害の影響はますます拡大している。

このような中、原子力損害の賠償を円滑に進めるため、「原子力損害賠償紛争審査会」が設置され、審議が開始されたところであるが、国による避難・屋内退避区域を超えた広範囲において放射線の見えない恐怖に長期間さらされている本県の実情も踏まえ、東京電力(株)はもとより、国が全責任を持って賠償・補償することを前提に、下記について確実に対応するよう強く要望する。

### 記

1. 賠償等に関する指針の策定に当たっては、原子力災害の収束が見えない中、現段階における損害のみで断定することなく、長期的な視点に立って起こりうる被害等についても確実に指針に盛り込むこと。
2. 被害は県内全体に及んでいるため、県内全域を賠償等の対象とすること。
3. 風評被害や精神的苦痛、営業的損害などについても幅広くとらえ、賠償等の対象とすること。
4. 役場機能移転等の被害も生じていることから、自治体が被った損害も賠償等の対象とすること。
5. 被災者等の速やかな救済及び広範な損害の十分な賠償等のため、指針は段階的に順次策定していくとともに、その時期を明確にすること。
6. 被災者や被災自治体等の意見を十分に聞くこと。
7. 上記項目の対応に当たっては、現行法の枠組みにとらわれることなく、法改正や特別法の制定等も視野に置きながら、被災者の実態に見合った十分な賠償等を行うこと。

平成23年4月21日

福島県知事 佐藤 雄平



内閣総理大臣  
菅 直人 様

## 原子力災害の賠償等に関する緊急要望 (いわゆる風評被害、精神的損害について)

「原子力損害賠償紛争審査会」において、今般、第一次指針が策定され、政府指示等に基づく行動等に伴う一定の範囲の損害について、基本的な考え方が示されたものの、風評被害を含む営業損害や精神的損害などについては、今後の検討に委ねられたところである。

このたび、東京電力(株)福島第一原子力発電所で発生した原子力事故については、日本人がこれまで経験したことのない未曾有の事故であり、政府指示等に基づく一定の範囲に止まらず、県内全域の県民が長期間にわたり放射線の見えない恐怖感にさらされ、あらゆる分野に深刻な影響を及ぼしている。

そのため、政府指示等に基づく一定の範囲以外の損害についても、東京電力(株)はもとより国が全責任を持って下記により、迅速かつ確実に対応するよう強く要望する。

### 記

#### 1. 風評被害を含む経済的損害

県内全域において、旅館等のキャンセル、出荷制限等を受けていない品目等の取引拒否・契約の解除、放射線に汚染されていない証明書の要求、リース重機の買い取り要求など、「福島県」というだけで敬遠され、取引価格の低下や取引忌避などのいわゆる風評被害により、現実に経済的被害が生じていることから、確実に賠償等の対象とすること。

#### 2. 精神的損害

政府による避難等指示区域の順次拡大等による恐怖心や切迫感、学校生活等における利用制限によるストレス感の強い生活、水や農産物等の摂取制限・出荷制限、長期的な健康不安など一つ一つの事象の積み重ねにより、県内全域で単なる一般的・抽象的不安感や危惧感等を著しく超えた精神的苦痛が生じており、日常の平穏な生活が現実に妨害されている。これら県内全域の県民が被っている精神的苦痛は、このたびの原子力事故に起因することは明らかであり、県民の精神的損害についても、確実に賠償等の対象とすること。

#### 3. 自主避難

原子力災害が収束していない中、上記2のような事象などにより避難等指示区域外の住民が安心を求めて避難することは、妊婦や子どもを持つ親はもとより、すべての県民にとってもやむにやまれない行動であることから、政府による避難等の指示区域外の住民の自主的な避難経費についても、確実に賠償等の対象とすること。

平成23年5月14日

福島県知事 佐藤 雄平

## <参考>

### 営業損害（いわゆる風評被害）の例

政府による避難等指示以外の地域や出荷制限等の品目以外でも、以下のような損害が生じている。

- 県内外への配達・運搬拒否、割増料金の請求
- 県内ナンバーの車やトラックの県外店舗（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等）での利用拒否
- 県内全域での旅館・ホテル・バス等のキャンセル続出及びそれに伴う観光関連産業（土産屋、レストラン、観光施設、運輸業等）の減収
- 放射能汚染の懸念による商品の取引停止、価格低下（工業製品、加工食品等）
- 風評被害による取引先からの受注減、資材調達困難
- 放射線に汚染されていない証明書の要求
- リース重機の買い取り要求
- 出荷制限等を受けていない農畜産物の取引拒否・契約の解除通告、取引価格の下落
- 海外輸出の減・停止
- 外国人労働者・実習生の大量帰国による営業・製造不能
- 風評被害による出荷停止等に伴う運送事業者の輸送量減少 など

「福島県」というだけで敬遠されている状況。これらの被害は全県域・あらゆる分野において、現実に経済的被害が生じていることから、原子力損害であることは明らかである。

### 政府による避難等指示以外の区域でも避難費用・精神的損害を発生させた事象例等

#### 1 政府指示等

##### ① 政府指示による避難等の指示区域が順次拡大

→指示区域の拡大の懸念や恐怖心、切迫感を生じさせた。

##### ② アメリカ政府等による避難勧告

→ 避難地域に関して日本政府と異なる見解。政府指示への疑惑や避難地域拡大への懸念、恐怖心を生じさせた。

### ③ 福島第一原子力発電所事故のINES評価をレベル7に引き上げ

→ 事故評価の段階的引き上げ、切尔ノブイリ原子力発電所事故と同評価は、県民にとって大きな衝撃。

### ④ 福島第一原子力発電所の東京電力社員等が避難

→ 現状把握や事故対策の懸念など、専門的知識を有しない県民に心理的恐怖心、切迫感を生じさせた。

## **2 過去の原子力事故の影響**

### ① チェルノブイリ原子力発電所事故の影響

→ チェルノブイリ原子力発電所事故の恐怖が衝撃的に思い出され、子供を持つ親や妊婦を抱える家族をはじめ多くの県民に心理的恐怖心や切迫感を生じさせた。

### ② JCO臨界事故の影響

→ 原子力発電所を抱える本県にとって、隣県の事故でありその事故は記憶に新しく、その事故と比べものにならない未曾有の事故の発生は、県民にとって大きな衝撃。

## **3 県内の状況等**

### ① 対象区域外でも放射線の恐怖感が増幅

→ 全県下で放射線モニタリング調査を実施しなければならない状況が強いられており、県内全域の県民が放射線の目に見えない恐怖に強制的に長期間さらされている。

### ② 学校生活等においての利用制限

→ 校庭や公園等の利用制限により子供達は他都道府県と異なり萎縮したストレス感の強い生活を強いられ、また、放射線量の高い校庭等の表土を除去せざるを得ない状況が各地に広がり、子供や親、学校関係者への影響は甚大。小佐古敏莊内閣官房参与の政府対応と異なる発言は県民に大きな衝撃。

### ③ 約八千人以上の児童、生徒は県外に転入学

→ 子どもを持つ親が目に見えない放射線による被曝を極力抑えようとするとは、無理からぬ行動。

### ④ 水道水の摂取制限措置

→ 摂取制限措置がされた東京都など遠く離れた地域でもパニック。乳児のいる家庭や妊婦をはじめ県民が日々の日常生活において極度の精神的苦痛を受けていることは明らか。

## ⑤ 農産物の出荷制限等

→ 農家にとって商いという観点のみならず将来への不安も相当。また、食の安全が大きく揺らぎ県民にも大きな衝撃。

## ⑥ 政府による避難等の指示以外の地域からの放射線に関する問い合わせが多い

→ 約7割は対象地域以外の区域。

## ⑦ 放射線の影響について、長期間の健康モニタリングが必要

→ 長期的な健康不安に悩まされており、継続的な検査を強いられ、長期にわたって相当な精神的負担。

## ⑧ いわゆる「風評被害」が生じていること

→ 県外編入先小学校での差別、県内ナンバー車の県外店舗での利用拒否、県内全域での旅館・ホテルのキャンセル、放射線に汚染されていない証明書の要求、出荷制限等対象外品目の取引拒否、取引価格の下落など「福島県」というだけで敬遠。

## ⑨ 物資不足による生活困窮

→ 原子力事故による風評被害などで県内への物流が極度に減少したことに伴い食糧、ガソリン、灯油等の生活物資の不足が生じ生活困窮に陥ったことは、相当な精神的負担を生じさせた。

以上のような事象の一つ一つの積み重ねにより、単なる一般的・抽象的不安感や危惧感等を著しく超えた精神的苦痛を生じていることは明らかであり、また、自主避難することも原子力事故との相当因果関係が認められるべき。

<自主避難の例> ※福島県災害対策本部「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」に寄せられた相談等

- 放射線量が高いことから子供の健康を守るために引っ越しした。精神的にも極度のストレスを感じている。 <福島市>
- 子供が外で遊ぶことができず自主避難を考えている。政府指示区域外もそのうち避難することになるのか不安。 <福島市>
- 娘が4ヶ月の子供を連れて福岡県へ避難。小学校の土壌を除去している状況では帰りたくても帰れない。 <郡山市>
- 30km圏外でも、隣接する地域が計画的避難区域に設定されたため、恐怖を感じて自主避難した。 <南相馬市>

**内閣総理大臣  
菅 直人 様**

**原子力災害からの復興に向けた速やかな体制整備と被災者の早期救済に関する緊急要望**

**平成23年6月1日**

**福島県知事  
佐藤 雄平**

# 原子力災害からの復興に向けた速やかな体制整備と被災者の早期救済に関する緊急要望

福島第一原子力発電所において発生した原子力災害は、本県全域で、県民生活やあらゆる産業に深刻な被害をもたらしている。

本県は、原子力災害に係る協議の場の設置を求めてきたところであるが、先月、東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（以下、「復興基本法」）案が国会に提出され、原子力被災地域の復興に関する合議制機関の設置が盛り込まれたところである。

一方、先に政府が決定した「原子力災害被害者に対する緊急支援措置」においては、被災した農林漁業者や中小企業者等に対する損害賠償の措置が早急に実施されることが極めて重要であるとの考えが示され、東京電力（株）には、仮払いの実施など、速やかな賠償の実現に向けた取組みが求められており、さらに政府においても、原子力損害の賠償に関する支援の枠組みが検討されているところである。

しかしながら、原子力発電所事故から間もなく3か月が経過しようとしている中、未だにこうした枠組みが決定しておらず、被災した住民は、今もなお避難所等で身動きのとれない不安な生活を送っており、農林漁業者や中小企業等の被災事業者は、事業継続の瀬戸際に立たされている。

被災した住民、事業者が、このような状態に置かれ続けるのはもう限界であり、生活や事業の立て直しを図るために一刻も早く十分な賠償等が進められなければならない。

原子力被災地域の復興を早急に進める必要性と、被災者の極めて厳しい実態を十分に踏まえ、下記についての確実な対応を強く要望する。

## 記

### 1 被災地域の復興に向けた速やかな体制整備

（1）復興基本法の早期成立を図ること。

（2）復興基本法の成立後、原子力被災地域の復興に関する合議制機関を速やかに設置すること。

### 2 被災者の早期救済

（1）「緊急支援措置」に基づく損害賠償額の仮払いが一刻も早く実施されるよう、国の責任の下で、迅速に対応すること。

（2）被災者の早期救済を図ることを最優先に、国が責任を持って、仮払いを含む賠償等の時期や対象等を明確にする工程を示すとともに、最後まで十分かつ確実に賠償等がなされる枠組みを確立し、法案の早期成立を図ること。

内閣総理大臣  
菅 直人 様

原子力災害の賠償等に関する緊急要望

平成23年6月15日

福島県知事  
佐藤 雄平

# 原子力災害の賠償等に関する緊急要望

福島第一原子力発電所において発生した原子力災害は、本県全域で、県民生活やあらゆる産業に深刻な被害をもたらしている。

「原子力損害賠償紛争審査会」において取りまとめられた「第一次指針」では、東京電力(株)に対し、賠償金の一定期間ごとの支払いや請求金額の一部前払いなど、合理的かつ柔軟な対応を求めることが明記されたところである。

また、政府が決定した「原子力災害被害者に対する緊急支援措置」により、ようやく農林漁業者、中小企業者への仮払いが開始されたところであるが、全分野における仮払いを含む損害賠償が迅速かつ適切になされる枠組みは決定しておらず、被災した住民は、今もなお避難所等で不安な生活を送り、被災事業者は、事業再開の見通しも立てることができないまま、事業継続の瀬戸際に立たされている。

このような、被災した住民、事業者の極めて厳しい実態を十分に踏まえ、下記についての確実な対応を強く要望する。

## 記

- 1 原子力災害に伴う損害賠償等は、事業者はもとより国が全責任を持って対応し、仮払いを含む賠償等が確実になされる枠組みを早急に確立すること。
- 2 損害賠償の枠組みの構築に当たっては、地方公共団体に人的、財政的な負担が生じることのないようにすること。